

## 「流域下水道維持管理要綱」新旧対照表

新	旧
<p>流域下水道維持管理要綱</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2章 流域関連公共下水道の接続</p> <p>(接 続)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(接続工事)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(接続の承認)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>(流域下水道接続基準)</p> <p>第5条 【略】</p>	<p>流域下水道維持管理要綱</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この要綱は、流域関連公共下水道から流域下水道への接続、流入、維持管理その他について、流域下水道と流域関連公共下水道の円滑な運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 流域関連公共下水道の接続</p> <p>(接 続)</p> <p>第2条 流域下水道に接続する施設は、流域関連公共下水道以外のものであってはならない。</p> <p>(接続工事)</p> <p>第3条 流域関連公共下水道を流域下水道に接続する工事（以下「接続工事」という。）は流域関連公共下水道管理者（以下「流域関連市町」という。）が行うものとする。</p> <p>(接続の承認)</p> <p>第4条 流域関連公共下水道を流域下水道に接続しようとする流域関連市町は、当該接続工事を開始する前にあらかじめその計画について様式1-1（接続申請）により、接続箇所ごとに流域下水道管理者（以下「県」という。）の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。なお、接続の承認にあたっては次条で規定する「流域下水道接続基準」によるものとする。</p> <p>2 県は前項の承認をするときは当該流域関連市町に対し、様式1-2により接続の承認について通知するものとする。</p> <p>(流域下水道接続基準)</p> <p>第5条 前条第1項の承認の基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 接続箇所は県の指定した箇所に限るものとする。ただし、やむを得ない場合のみ県と当該流域関連市町の協議により接続するものとする。</p> <p>(2) 接続計画の内容は、原則として下水道法及び都市計画法に定める事業の認可に適合しているものであること。</p> <p>(3) 流域下水道接続マンホールとの接続の方法は、関連公共下水道の最終端マンホールに接続管をもって接続するものとし、接続管の管理は流域関連市町とする。なお、流域下水道との段差が大きい場合は最終端マンホールに適当な段差を設けた構造とし、地形等の条件により段差を設けることが困難な場合は、別途協議する。</p> <p>(4) 接続は、原則として「下水道施設計画・設計指針と解説」に適合したものであること。</p>

新	旧
<p>(接続工事の着手及び完工)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>第3章 流域下水道の処理開始 (流域下水道の処理開始の通知)</p> <p>第7条 県は、流域下水道の処理開始をしようとするときは、下水道法(以下「法」という。)第25条の26の規定により当該処理開始に係わる区域内の流域関連市町に、様式3-1の通知書によりその旨を通知するものとする。</p> <p>第4章 流域下水道への流入開始 (流入の承認)</p> <p>第8条 流域下水道を使用して、下水の処理を開始(以下「流入開始」という。)しようとする流域関連市町は、新たに流入開始しようとする区域について、法第9条第2項の規定に基づく公示をする前にあらかじめその予定を様式4-1(流入申請)により県に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときも同様とする。なお、流入の承認にあたっては次の各号によるものとし、次条で規定する「流域下水道流入基準」を条件とする。</p> <p>(1) 流入開始しようとする区域は、法第25条の26の規定に基づき県が通知(様式3-1)した区域内であること。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 【略】</p>	<p>(5) 合流式の接続は、遮集量の調整及び異常時に止水等ができるようにゲート又は角落しなどを設けた特殊なものとする。</p> <p>(接続工事の着手及び完工)</p> <p>第6条 流域関連市町は接続工事を開始しようとするときは、事前に様式2-1(着工届)を県に提出しなければならない。</p> <p>2 流域関連市町は、前項の接続工事が完成したときは、直ちに様式2-2(完工届)を県に提出し、県の指定する職員による接続工事の完工検査を受けなければならない。</p> <p>3 県は前項の検査を行ったときは、その結果を様式2-3(復命書)により復命するとともに、様式2-4(検査結果)により当該流域関連市町に通知するものとする。</p> <p>第3章 流域下水道の処理開始 (流域下水道の処理開始の通知)</p> <p>第7条 県は、流域下水道の処理開始をしようとするときは、下水道法(以下「法」という。)第25条の14の規定により当該処理開始に係わる区域内の流域関連市町に、様式3-1の通知書によりその旨を通知するものとする。</p> <p>第4章 流域下水道への流入開始 (流入の承認)</p> <p>第8条 流域下水道を使用して、下水の処理を開始(以下「流入開始」という。)しようとする流域関連市町は、新たに流入開始しようとする区域について、法第9条第2項の規定に基づく公示をする前にあらかじめその予定を様式4-1(流入申請)により県に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときも同様とする。なお、流入の承認にあたっては次の各号によるものとし、次条で規定する「流域下水道流入基準」を条件とする。</p> <p>(1) 流入開始しようとする区域は、法第25条の14の規定に基づき県が通知(様式3-1)した区域内であること。</p> <p>(2) 流入量は、流域下水道の能力の範囲内であること。</p> <p>2 前項の申請(変更申請も含む)は当該年度の当初又は、前年度末に当該年度分を一括して申請することができるものとする。</p> <p>3 県は第1項及び第2項の承認をするときは当該流域関連市町に対し、様式4-2(流入承認)により流入の承認について通知するものとする。</p>

新	旧
<p>(流域下水道流入基準) 第9条 【略】</p> <p>(処理開始の公示内容の報告) 第10条 【略】</p> <p>(区域外流入の協議) 第11条 【略】</p> <p>第5章 流域下水道への流入水の管理 (流量計の設置及び測定) 第12条 【略】</p> <p>(流入下水量の報告) 第13条 【略】</p>	<p>(流域下水道流入基準) 第9条 前条第1項の流域下水道流入基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 流入する下水は、著しく流域下水道施設機能を妨げ、若しくは損傷する恐れのないものであること。</p> <p>(2) 流入する下水は、流域下水道の放流水質が法第8条の技術上の基準に適合しない恐れのないものであること。</p> <p>(3) 流入開始しようとする区域の法第9条第2項の規定に基づく処理開始の公示は、接続工事完工検査及び流入の承認が行われた後行うこと。</p> <p>(処理開始の公示内容の報告) 第10条 第8条の承認を受けた流域関連市町は、当該承認を受けた区域について、法第9条第2項の規定に基づく公示をしたときは、速やかに公示の内容を様式4-3により県に報告するものとする。</p> <p>(区域外流入の協議) 第11条 流域関連市町は、流域関連公共下水道の処理区域外の者に対し、法第24条第1項第3号の規定により流域関連公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ様式4-4(協議書)により県に協議しなければならない。ただし、供用区域に隣接し、法第11条の2に該当する者以外の一般家庭等の区域外流入については除く。</p> <p>2 県は、前項の協議に対し、様式4-5により、当該流域関連市町に回答するものとする。</p> <p>第5章 流域下水道への流入水の管理 (流量計の設置及び測定) 第12条 流域関連市町は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の流入量を、接続点毎に流量計を設置して測定しなければならない。なお、流量計の設置が困難な場合は、流量の測定方法を県と協議するものとする。</p> <p>2 流域関連市町は前項により、異常な結果が測定された場合は、速やかにその原因を調査し、県にその結果を報告するとともに、対策について県と協議しなければならない。</p> <p>(流入下水量の報告) 第13条 流域関連市町は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した毎月の下水の水量について様式5-1(流入下水量報告)により翌月20日までに県に報告しなければならない。また、毎年度の実流入量及び有収水量等について様式5-2(年間流入量報告)により翌年度7月末までに県に報告しなければならない。なお、様式5-2(年間流入量報告)の報告にあたっては、「各流域下水道維持管理負担金の取扱要領」による実績報告との整合を図るものとする。</p>

新	旧
<p>(除害施設の設置等の報告)</p> <p>第14条 【削除】</p> <p>(特定施設等の流域下水道管理者への通知)</p> <p>第15条 【削除】</p> <p>第6章 水 質 規 制</p> <p>(除害施設の設置等の報告)</p> <p>第14条 法第12条及び第12条の11に規定する条例により、除害施設の設置等の届出を受理した流域関連市町は、年度ごとに結果を取りまとめ、翌年度の4月30日までに様式6-1及び第16条に定める特定事業場等台帳により県へ報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(特定施設等の流域下水道管理者への通知)</p> <p>第15条 法第12条の10に基づく「流域下水道管理者への通知」について、第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項について年度ごとに結果を取りまとめ、翌年度の4月30日までに様式6-2並びに第16条に定める特定事業場等台帳により、第12条の5の規定による命令をしたときは当該命令の内容を様式6-3により行うものとする。</p> <p>(特定事業場等台帳の整備)</p> <p>第16条 流域関連市町は、工場等の実態を常時把握するとともに、除害施設及び特定事業場(以下、「特定事業場等」という。)の台帳(以下、「特定事業場等台帳」という。)を作成し、立入検査結果及び指導事項等を記録しておかなければならない。</p> <p>なお、流域関連市町は、特定事業場等台帳については、流域下水道事業連絡協議会水質等専門分科会で作成した「事業場台帳データベース」を利用することができる。</p>	<p>(除害施設の設置等の報告)</p> <p>第14条 法第12条及び第12条の11に規定する条例により、除害施設の設置等の届出を受理した流域関連市町は、毎月取りまとめ翌月の25日までに様式5-3により県へ報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(特定施設等の流域下水道管理者への通知)</p> <p>第15条 法第12条の10に基づく「流域下水道管理者への通知」は毎月取りまとめ翌月の25日までに様式5-4及び5-5により行うものとする。</p> <p>第6章 水 質 規 制</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(除害施設等台帳の整備)</p> <p>第16条 流域関連市町は、工場等の実態を常時把握するとともに、除害施設及び特定事業場等の台帳を作成し、検査結果及び指導事項等を記録しておかなければならない。</p> <p>なお、流域関連市町は、除害施設及び特定事業場等の台帳については、流域下水道事業連絡協議会水質等専門分科会で作成した「事業場台帳データベース」を利用することができる。</p>

新	旧
<p><u>(特定事業場等の監視)</u></p> <p>第17条 流域関連市町は、法第13条に基づく排水設備等の検査（以下、立入検査という。）を実施する。立入検査は、特定事業場等から排除される下水について第19条に規定する「特定事業場等立入検査実施基準」に基づいて実施し、次の各号に適合させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 特定事業場等からの排水は、下水道法施行令第9条～第9条の7及び第9条の10～11に規定する基準以内の水質が常に安定した状態で得られること。</p> <p>(2) 特定事業場等において水量、水質の測定及び異常時の対策等の適当な措置がとられていること。</p> <p>(3) 特定事業場等の採水のため、原則として公道上に公共ますを設置すること。</p> <p>2 流域関連市町は、前項の立入検査結果及び前項の立入検査結果に基づき行った改善指導等の内容を毎月取りまとめ、翌月の25日までに様式6-4により県に報告するものとする。</p>	<p><u>(特定事業場等の水質検査予定の通知)</u></p> <p>第17条 流域関連市町は、特定事業場等の翌年度の水質検査の予定を、毎年度3月20日までに、様式6-1により県に通知するものとする。</p>
<p><u>(特定事業場等の水質検査予定の通知)</u></p> <p>第18条 流域関連市町は、特定事業場等の翌年度の立入検査の予定を、毎年度3月20日までに、様式6-5により県に通知するものとする。</p>	<p><u>(特定事業場等の監視)</u></p> <p>第18条 流域関連市町は、特定事業場等から排除される下水について次条に規定する「特定事業場等水質検査実施基準」及び第19条の2に規定する「特定事業場等施設検査実施基準」に基づき、法第13条に基づく排水設備等の検査を実施するとともに、次の各号に適合させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 特定事業場等からの排水は、下水道法施行令第9条～第9条の7及び第9条の10～11に規定する基準以内の水質が常に安定した状態で得られること。</p> <p>(2) 特定事業場等において水量、水質の測定及び異常時の対策等の適当な措置がとられていること。</p> <p>(3) 特定事業場等の採水のため、原則として公道上に公共ますを設置すること。</p> <p>2 流域関連市町は、前項の水質検査結果及び前項の水質検査結果に基づきおこなった改善指導等の内容を毎月取りまとめ翌月の25日までに様式6-1-1により県に報告するものとする。</p>

新	旧																																												
<p>(特定事業場等立入検査実施基準)</p> <p>第19条 前条第1項の基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 立入検査の対象となる事業場は、法第12条、第12条の2又は第12条の11に該当する事業場とする。</p> <p>(2) 立入検査のうち、事業場排水の水質の検査を行う回数は、事業内容、下水量及び法第12条の2第1項、第3項並びに第12条の11で定める項目のうち、(3)(別表一4)に定められた項目(以下「処理困難物質」という。)の使用状況により、別表一のとおりとする。ただし、相当の事情がある場合には、ランクを上げることは妨げないものとする。</p> <p>(別表一) 水質の検査の回数区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ラ ン ク</th> <th style="text-align: center;">対象事業場</th> <th style="text-align: center;">水質の 検査の 回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>①特に注意を要する事業場</td> <td style="text-align: center;">6回/ 年また はそれ 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>①主として電気めっき施設を使用している事業場(処理困難物質を使用している場合で、下水量問わず) ②下水量が100 m<sup>3</sup>/日以上処理困難物質を使用する製造業 ③下水量が100 m<sup>3</sup>/日以上の産業廃棄物処理業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ④下水量が1,000 m<sup>3</sup>/日以上の事業場(病院は除く)</td> <td style="text-align: center;">4回/ 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>①主として酸又はアルカリによる表面処理施設を使用している事業場(処理困難物質を使用している場合で、下水量問わず) ②下水量が50 m<sup>3</sup>/日以上の学術・開発研究機関 ③下水量が100 m<sup>3</sup>/日未満の製造業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ④下水量が100 m<sup>3</sup>/日以上の製造業(食品製造業は除く。)に該当する事業場</td> <td style="text-align: center;">3回/ 年</td> </tr> </tbody> </table>	ラ ン ク	対象事業場	水質の 検査の 回数	S	①特に注意を要する事業場	6回/ 年また はそれ 以上	A	①主として電気めっき施設を使用している事業場(処理困難物質を使用している場合で、下水量問わず) ②下水量が100 m <sup>3</sup> /日以上処理困難物質を使用する製造業 ③下水量が100 m <sup>3</sup> /日以上の産業廃棄物処理業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ④下水量が1,000 m <sup>3</sup> /日以上の事業場(病院は除く)	4回/ 年	B	①主として酸又はアルカリによる表面処理施設を使用している事業場(処理困難物質を使用している場合で、下水量問わず) ②下水量が50 m <sup>3</sup> /日以上の学術・開発研究機関 ③下水量が100 m <sup>3</sup> /日未満の製造業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ④下水量が100 m <sup>3</sup> /日以上の製造業(食品製造業は除く。)に該当する事業場	3回/ 年	<p>(特定事業場等水質検査実施基準)</p> <p>第19条 前条第1項の基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 水質検査の対象となる事業場は、法第12条、第12条の2又は第12条の11に該当する事業場(処理困難物質を使用しておらず排水量が50 m<sup>3</sup>/日未満の事業場を除く)とする。ただし、過去の水質検査及び立入検査の結果等から、問題がないと判断される事業場については、流域関連市町は県と協議して除くことができる。</p> <p>(2) 水質検査の回数は、排水量及び処理困難物質の使用状況により、別表一のとおりとする。ただし、過去の水質検査及び立入検査の結果等から、問題がないと判断される事業場については、流域関連市町は県と協議してその回数を削減することができる。</p> <p>(別表一)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">排水量 (m<sup>3</sup>/ 日)</th> <th style="text-align: center;">処理困難 物質</th> <th style="text-align: center;">測定回数</th> <th style="text-align: center;">ランク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,000 以 上</td> <td style="text-align: center;">使 用</td> <td style="text-align: center;">2回/月</td> <td style="text-align: center;">I-A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未 使用</td> <td style="text-align: center;">1回/月</td> <td style="text-align: center;">II-A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">500 以上 1,000 未 満</td> <td style="text-align: center;">使 用</td> <td style="text-align: center;">1回/月</td> <td style="text-align: center;">II-B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未 使用</td> <td style="text-align: center;">1回/1.5 月</td> <td style="text-align: center;">III-B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100 以上 500未満</td> <td style="text-align: center;">使 用</td> <td style="text-align: center;">1回/1.5 月</td> <td style="text-align: center;">III-C(又 はB) *</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未 使用</td> <td style="text-align: center;">1回/2月</td> <td style="text-align: center;">IV-D</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100未満</td> <td style="text-align: center;">使 用</td> <td style="text-align: center;">1回/2月</td> <td style="text-align: center;">IV-C(又 はB) *</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未 使用</td> <td style="text-align: center;">1回/3月</td> <td style="text-align: center;">V-D</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ランク欄中 I～Vは測定回数を、A～Dは検査項目を表す。 * 有機汚濁物質量が大きい事業場については、Bランクとする。</p>	排水量 (m <sup>3</sup> / 日)	処理困難 物質	測定回数	ランク	1,000 以 上	使 用	2回/月	I-A	未 使用	1回/月	II-A	500 以上 1,000 未 満	使 用	1回/月	II-B	未 使用	1回/1.5 月	III-B	100 以上 500未満	使 用	1回/1.5 月	III-C(又 はB) *	未 使用	1回/2月	IV-D	100未満	使 用	1回/2月	IV-C(又 はB) *	未 使用	1回/3月	V-D
ラ ン ク	対象事業場	水質の 検査の 回数																																											
S	①特に注意を要する事業場	6回/ 年また はそれ 以上																																											
A	①主として電気めっき施設を使用している事業場(処理困難物質を使用している場合で、下水量問わず) ②下水量が100 m <sup>3</sup> /日以上処理困難物質を使用する製造業 ③下水量が100 m <sup>3</sup> /日以上の産業廃棄物処理業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ④下水量が1,000 m <sup>3</sup> /日以上の事業場(病院は除く)	4回/ 年																																											
B	①主として酸又はアルカリによる表面処理施設を使用している事業場(処理困難物質を使用している場合で、下水量問わず) ②下水量が50 m <sup>3</sup> /日以上の学術・開発研究機関 ③下水量が100 m <sup>3</sup> /日未満の製造業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場 ④下水量が100 m <sup>3</sup> /日以上の製造業(食品製造業は除く。)に該当する事業場	3回/ 年																																											
排水量 (m <sup>3</sup> / 日)	処理困難 物質	測定回数	ランク																																										
1,000 以 上	使 用	2回/月	I-A																																										
	未 使用	1回/月	II-A																																										
500 以上 1,000 未 満	使 用	1回/月	II-B																																										
	未 使用	1回/1.5 月	III-B																																										
100 以上 500未満	使 用	1回/1.5 月	III-C(又 はB) *																																										
	未 使用	1回/2月	IV-D																																										
100未満	使 用	1回/2月	IV-C(又 はB) *																																										
	未 使用	1回/3月	V-D																																										

新		旧
C	<p>①下水量が50 m<sup>3</sup>/日以上の有機性、あるいは油類に係る汚濁の著しい事業場（食品製造業、道路旅客運送業、鉄道業、その他サービス業等）</p> <p>②下水量が50 m<sup>3</sup>/日以上の水道業、医療業または洗濯業に該当する事業場</p> <p>③下水量が50 m<sup>3</sup>/日以上100 m<sup>3</sup>/日未満の産業廃棄物処理業で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場</p> <p>④S～Bランクに該当しない製造業で、定期的な監視を必要とする事業場</p>	2回/年
D	<p>①工程系廃水等を回収又は委託処理しているため特定施設等に係る排水を下水へ排除しておらず、上記ランクに該当しないが、定期的な監視を必要とする事業場（下水量50 m<sup>3</sup>/日未満の事業場を含む）</p> <p>②下水量が50 m<sup>3</sup>/日未満で、処理困難物質を排除する可能性がある事業場</p> <p>③その他、排水の監視を必要とする下水量が50 m<sup>3</sup>/日以上の事業場（ガソリンスタンド、自動車整備工場等）</p>	1回/年
E	<p>①上記ランクに該当しない事業場</p> <p>②処理困難物質を使用しておらず、下水量が50 m<sup>3</sup>/日未満の事業場</p>	必要に応じて
<p>(3) <u>立入検査の際に実施する水質の検査項目は、次のとおり、ア全般検査、イ追跡検査ごとに定める。</u></p> <p>ア 全般検査は、別表一2については全事業場に対し、別表一3については必要に応じて、別表一4に掲げる項目については、下水道法第12条及び第12条の11、または第12条の3及び第12条の4により届出のあった下水に排除される可能性がある項目について実施する。このほか、事業場の操業状態や過去の立入検査の結果等から、測定をする必要があると認められる項目について、必要に応じて追加することができる。</p>		<p>(3) <u>水質検査項目は、次のとおり、ア全般検査、イ臨時検査、ウ追跡検査ごとに定める。</u></p> <p>ア 全般検査は、前号の別表一1で定めたランクごとに別表一2に掲げる検査項目を実施し、さらに別表一3に掲げる追加18物質については使用状況に応じて実施する。ただし、過去の水質検査及び立入検査の結果等から問題がないと判断される事業場については、流域関連市町は県と協議してその項目を削減することができる。</p>

新	旧																	
<p>(別表-2) 必須測定項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>pH、BOD、COD、SS、温度、色、臭気</p> </div>	<p>(別表-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 324 922 436" rowspan="2">ラ ン ク</th> <th colspan="2" data-bbox="922 324 1423 369">検査項目</th> </tr> <tr> <th data-bbox="922 369 1264 436">処理困難物質</th> <th data-bbox="1264 369 1423 436">その他項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="852 436 922 936">A</td> <td data-bbox="922 436 1264 936">           カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上17項目）         </td> <td data-bbox="1264 436 1423 936">           pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、 色、臭気、COD D （以上9項目）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 936 922 1355">B</td> <td data-bbox="922 936 1264 1355">           カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上14項目）         </td> <td data-bbox="1264 936 1423 1355">           pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、色、臭気、 COD （以上9項目）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1355 922 1774">C</td> <td data-bbox="922 1355 1264 1774">           カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上14項目）         </td> <td data-bbox="1264 1355 1423 1774">           pH、温度、色、 臭気 （以上4項目）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1774 922 2078">D</td> <td data-bbox="922 1774 1264 2078"></td> <td data-bbox="1264 1774 1423 2078">           pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、色、 臭気、COD （以上9項目）         </td> </tr> </tbody> </table>	ラ ン ク	検査項目		処理困難物質	その他項目	A	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上17項目）	pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、 色、臭気、COD D （以上9項目）	B	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上14項目）	pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、色、臭気、 COD （以上9項目）	C	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上14項目）	pH、温度、色、 臭気 （以上4項目）	D		pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、色、 臭気、COD （以上9項目）
ラ ン ク	検査項目																	
	処理困難物質	その他項目																
A	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上17項目）	pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、 色、臭気、COD D （以上9項目）																
B	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上14項目）	pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、色、臭気、 COD （以上9項目）																
C	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ニッケル及びその化合物（以上14項目）	pH、温度、色、 臭気 （以上4項目）																
D		pH、BOD、SS、 n-ヘキサン抽出物質、 温度、沃素消費量、色、 臭気、COD （以上9項目）																



新	旧			
<p>(別表-3) 補助項目</p> <table border="1" data-bbox="284 324 719 376"> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質、沃素消費量</td> </tr> </table> <p>(別表-4) 処理困難物質</p> <table border="1" data-bbox="236 454 786 1025"> <tr> <td>カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、アンモニア性窒素<sup>*2</sup>、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素<sup>*2</sup>、ニッケル及びその化合物<sup>*2</sup>、ダイオキシン類</td> </tr> </table> <p>※1 ※2以外の物質の基準値については、下水道法施行令第9条の4のとおり。</p> <p>※2 条例で定める項目であるため、基準値は各自治体の条例のとおり。</p> <p>イ 追跡検査は、規制基準違反があった場合、改善状況等を確認するために実施することができるものとする。</p> <p>(4) 立入検査時に事業場からの聴取を行う場合の確認内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 届出内容との照査</p> <p>イ 除害施設の維持管理状況</p> <p>ウ 事故時の対応体制</p> <p>エ 法第12条の12に基づく下水の水質測定実施状況</p> <p>(5) 下水道法第12条の9に規定する事故が発生した際は、別に定める「流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領」に基づいて、原因となった事業場に対して原則立入検査を実施するものとする。なお、原因となる事業場が判明していない場合は、公共下水道に流入した物質等から該当する事業場の絞り込みを行ったうえで立入検査を実施する。</p> <p>(6) 立入検査の実施にあたっては、必要に応じて県も協力するものとする。なお、流域関連市町の職員以外の者が検査に同行する場合は事前に検査先の了解を得たうえで実施するものとする。</p>	ノルマルヘキサン抽出物質、沃素消費量	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、アンモニア性窒素 <sup>*2</sup> 、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 <sup>*2</sup> 、ニッケル及びその化合物 <sup>*2</sup> 、ダイオキシン類	<p>(別表-3)</p> <table border="1" data-bbox="922 324 1422 645"> <tr> <td>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、1,4-ジオキサン</td> </tr> </table> <p>イ 臨時検査は、使用原材料並びに過去の水質検査及び立入検査の結果等から分析する必要がある項目について実施する。</p> <p>ウ 追跡検査は、規制基準違反があった場合、その項目を実施する。</p> <p>(4) 前2号の協議は、様式6-2により行うものとする。</p>	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、1,4-ジオキサン
ノルマルヘキサン抽出物質、沃素消費量				
カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、アンモニア性窒素 <sup>*2</sup> 、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 <sup>*2</sup> 、ニッケル及びその化合物 <sup>*2</sup> 、ダイオキシン類				
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、1,4-ジオキサン				

新	旧
<p>第19条の2 <b>【削除】</b></p> <p>(流入下水の水質調査)</p> <p>第20条 <b>【略】</b></p> <p>(水質異常等の対策)</p> <p>第21条 県及び流域関連市町は、水質異常等の対策について、別に定める「流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領」に基づいて実施するものとする。<u>下水道法第12条の9に規定する事故に該当するものについては、県が結果を取りまとめ、遅滞なく神奈川県ホームページで公表するものとする。</u></p> <p>第7章 流域関連公共下水道の管理 (公共下水道条例等の制定)</p> <p>第22条 <b>【略】</b></p> <p>(公共下水道の日常管理)</p> <p>第23条 <b>【略】</b></p>	<p><u>(特定事業場等施設検査実施基準)</u></p> <p>第19条の2 第18条第1項の基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 施設検査の対象となる事業場は、法第12条、第12条の2又は第12条の11に該当するものうち前条の水質検査結果や流域下水道幹線の水質検査結果等を勘案し、<u>県と流域関連市町が協議して選定する。</u></p> <p>(2) 施設検査の回数は、選定した各事業場に対して原則年1回実施する。</p> <p>(3) 施設検査の内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 届出内容との照査</p> <p>イ 除害施設の維持管理状況</p> <p>ウ 事故時の対応体制</p> <p>エ 法第12条の12に基づく下水の水質測定実施状況</p> <p>(4) 施設検査の実施にあたっては、必要に応じて県も協力するものとする。なお、流域関連市町の職員以外の者が検査に同行する場合は事前に検査先の了解を得たうえで実施するものとする。</p> <p>(流入下水の水質調査)</p> <p>第20条 県は、流域下水道へ流入する下水の水質を把握するため、流域下水道幹線において調査を実施するものとし、必要に応じて流域関連公共下水道のマンホールで、関連市町職員の立会いのもとに水質調査を行うことができるものとする。</p> <p>2 県は、前項の調査の結果、排除基準を超過した場合は必要に応じて関係流域関連市町に連絡するものとする。また、毎月の調査結果については、必要に応じて流域関連市町に送付する。</p> <p>(水質異常時等の対策)</p> <p>第21条 県及び流域関連市町は、水質異常時等の対策について、別に定める「流域下水道に係る水質異常時の対策実施要領」に基づいて実施するものとする。</p> <p>第7章 流域関連公共下水道の管理 (公共下水道条例等の制定)</p> <p>第22条 流域関連市町は、流域下水道の維持管理に係る事項について条例等を定めようとするときは、あらかじめ県の意見を聴くこととする。条例等を改正しようとするときも、同様とする。</p> <p>(公共下水道の日常管理)</p> <p>第23条 流域関連市町は、流域関連公共下水道を定期的に巡視し、適正な日常管理を行うために必要な清掃、補修、排水設備の指導等の適切な措置を講ずるものとする。</p>

新	旧
<p>(雨水等の流入防止) 第24条 【略】</p> <p>(管理状況の確認) 第25条 【略】</p> <p>第8章 そ の 他</p> <p>(申請等の手続き) 第26条 【略】</p> <p>(協議事項) 第27条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、相模川流域下水道にあつては平成2年4月1日から、酒匂川流域下水道にあつては平成3年1月1日から適用する。</p> <p>2 「流域下水道への接続要綱」は、相模川流域下水道にあつては平成2年3月31日、酒匂川流域下水道にあつては平成2年12月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則 (第14条及び第18条関係改正)</p> <p>1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。 ただし、酒匂川流域下水道においては、第14条の規定については、平成9年4月1日から適用するものとし、それまでの期間は改正前の規定を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>2 改正前の流域下水道維持管理要綱の規定に基づき定められた要領及び基準等については、平成16年3月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成18年6月23日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(雨水等の流入防止) 第24条 流域関連市町は、污水管に雨水等の不明水の流入を防止するよう浸入水削減対策を行わなければならない。</p> <p>(管理状況の確認) 第25条 流域関連市町は接続、流入、維持管理その他の管理状況について県が確認を求めた場合は、県の指定する職員の立会いのもとに確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の結果、管理状況が適切でないと認められる場合は、当該流域関連市町に対し、県は必要な措置を取るべきことを求めることができるものとする。</p> <p>第8章 そ の 他</p> <p>(申請等の手続き) 第26条 流域関連市町から県へのこの要綱で定める申請・届出及び報告等は、流域下水道整備事務所へ各2部提出するものとする。</p> <p>(協議事項) 第27条 この要綱に定めがない事項については、県と流域関連市町で別途協議することとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、相模川流域下水道にあつては平成2年4月1日から、酒匂川流域下水道にあつては平成3年1月1日から適用する。</p> <p>2 「流域下水道への接続要綱」は、相模川流域下水道にあつては平成2年3月31日、酒匂川流域下水道にあつては平成2年12月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則 (第14条及び第18条関係改正)</p> <p>1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。 ただし、酒匂川流域下水道においては、第14条の規定については、平成9年4月1日から適用するものとし、それまでの期間は改正前の規定を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>2 改正前の流域下水道維持管理要綱の規定に基づき定められた要領及び基準等については、平成16年3月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成18年6月23日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。ただし、第19条の2の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。ただし、第19条の2の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年5月26日から施行する。</p>

新

様式1-1から様式5-2 【略】

様式6-1(第14条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

除害施設の設置について(報告)

このことについて、下水道法第12条及び第12条の11の規定に定められた本市(町)下水道条例に基づき、次のとおり除害施設の設置の届出がありましたので、別添のとおり報告します。

(問い合わせ先 )

旧

様式1-1から様式5-2 【略】

様式5-3(第14条関係)

第 号  
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

除害施設の設置について(報告)

このことについて、下水道法第12条及び第12条の11の規定に定められた本市(町)下水道条例に基づき、次のとおり除害施設の設置の届出がありましたので、施設設置等届出通知書のとおり報告します。

(問い合わせ先 )

新

様式6-2(第15条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

特定施設の設置等に係る届出の受理について(通知)

このことについて、下水道法に基づく特定施設の設置等に係る届出がありましたので、同法第12条の10に基づき、別添のとおり通知します。

(問い合わせ先 )

旧

様式5-4(第15条関係)

平成 年 月 日  
第 号

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

特定施設の設置等に係る届出の受理について(通知)

このことについて、下水道法に基づく特定施設の設置等に係る届出がありましたので、同法第12条の10に基づき、施設設置等届出通知書のとおり通知します。

(問い合わせ先 )

新

様式6-3(第15条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

特定施設の計画変更命令について(通知)

このことについて、下水道法第12条の5に基づく命令をしたので、同法第12条の10の規定に基づき別添のとおり通知します。

(問い合わせ先 )

旧

様式5-5(第15条関係)

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

特定施設の計画変更命令について(通知)

このことについて、下水道法第12条の5に基づく命令をしたので、同法第12条の10の規定に基づき施設設置等届出通知書のとおり通知します。

(問い合わせ先 )





新

様式6-5(第18条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

立入検査の予定について(通知)

このことについて、令和 年度分の立入検査の予定を別紙のとおり通知します。

(問い合わせ先 )

旧

様式6-1(第17条関係)

平成 年 月 日  
第 号

神奈川県知事 殿

市(町)長

水質検査の予定について(通知)

このことについて、平成 年度分の水質検査の予定を別紙のとおり通知します。

(問い合わせ先 )



新

様式6-4(第17条関係)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

立入検査結果及び改善指導等の状況について(通知)

このことについて、令和 年 月分の立入検査の結果及び改善指導等の状況を別紙のとおり通知します。

(問い合わせ先 )

旧

様式6-1-1(第18条関係)

平成 第 号  
年 月 日

神奈川県知事 殿

市(町)長  
(公印省略)

水質検査結果及び改善指導等の状況について(通知)

このことについて、平成 年 月分の水質検査の結果及び改善指導等の状況を別紙のとおり通知します。

(問い合わせ先 )

新

別紙

令和 年度特定事業場等立入検査結果概要

市町名: \_\_\_\_\_

1 調査事業場数

採水月	A 水質の検査			B 違反項目数		C 違反等の検査		内 訳	
	調査事業場数	採水箇所数	違反箇所数	違反項目数	違反等の検査 検査実施 事業場数	違反等の検査 指導件数	有害物質及び 処理困難物	その他 性 配 重 項 等	
配入例	10	12		4					
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
1									
2									
3									

※基準違反への対応状況については別表参照  
 ※水質検査結果の報告については、計量証明書の添付は不要です。

旧

別紙

平成 年度特定事業場等水質検査結果概要

市町名: \_\_\_\_\_

1 調査事業場数

採水月	A 水質の検査			B 違反項目数		C 違反等の検査		内 訳	
	調査事業場数	採水箇所数	違反箇所数	違反項目数	違反等の検査 検査実施 事業場数	違反等の検査 指導件数	有害物質及び 処理困難物	その他 性 配 重 項 等	
配入例	10	12		4					
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
1									
2									
3									

※基準違反への対応状況については別表参照  
 ※水質検査結果の報告については、計量証明書の添付は不要です。



新

様式6-2 (第19条関係)【廃止】

旧

様式6-2(第19条関係)

平成 年 月 日  
第 号

神奈川県知事 殿

市(町)長

水質検査実施に関する協議について

このことについて、別紙のとおり協議します。

(問い合わせ先 )

